

平成 20 年 10 月 28 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 渡邊 孝夫

「ワーク・ライフ・バランス推進宣言」の表明について

当行は、CSR（企業の社会的責任）の一環として、職員の仕事と家庭の両立を図るため、「男性の育休取得」「短時間勤務の新設」などの人事施策を実施してまいりました。

これらの「ワーク・ライフ・バランス」実現に向けた取組が評価され、本年 7 月に、厚生労働省が本年度事業として推進する「仕事と生活の調和推進モデル事業」の山口県代表企業（当行含め 2 社）に選定されました。

これを受け、「ワーク・ライフ・バランス推進宣言」を表明し、職員の充実した「ワーク」と「ライフ」の実現に社をあげて取り組んでまいります。

記

1. 当行のこれまでの取組

- ◇ 再雇用制度の導入（妊娠、出産、育児・介護等、止むを得ない事由により退職した行員の再雇用）
- ◇ 短時間勤務制度の導入（従来の所定労働時間、7 時間 30 分を 6 時間に短縮）
- ◇ 育児休業制度の拡大（従来、子供が 1 歳に達するまでという制限を 3 歳までに延長）

2. 今後の取組予定

- ◇ 有給休暇の取得促進
- ◇ 短時間勤務制度の拡大
- ◇ 再雇用制度の拡大

以 上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 経営企画本部 人事グループ（担当：丸山）

TEL 0834-22-7654

西京銀行 経営企画本部 企画・広報グループ（担当：石田）

TEL 0834-22-7669

「ワーク・ライフ・バランス宣言」

従前より銀行は、時間外勤務、休日勤務が多い企業の代名詞と言われて来ました。

今日、銀行業務が高度化し、私生活では少子高齢化が急速に進展する中、仕事と家庭の両立なくして、業務に対するモチベーションの維持が難しい時代になっています。

当行は、これまでも女性の職場進出を積極的に応援する企業として、平成 17 年には厚生労働大臣最優良賞を受賞いたしました。

また、次世代育成支援対策推進法の施行後は、「再雇用制度の新設」、「育児休業制度の改正」、「短時間勤務制度の新設」、「男性職員の育児休暇取得」等の支援策を講じるなど、職員の働きやすい職場環境の整備に努めて来ました。

これらの取組が認められ、本年 7 月、厚生労働省が推進する「仕事と生活の調和推進モデル事業」の山口県代表企業に選任されました。

今後も、個人の多様な価値観とライフスタイルを尊重し、個人生活の充実が仕事への活力に結びつくよう、更なる制度の充実を実現すべく、ここに、「ワーク・ライフ・バランス宣言」をいたします

平成 20 年 10 月

株式会社 西京銀行

取締役頭取 渡 邊 孝 夫